

さ情審査答申第 45 号  
平成19年10月19日

さいたま市長 相 川 宗 一 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 小 池 保 夫

### 答 申 書

平成19年2月23日付けで貴職から受けた、「本庁の『課長』が前任者から引き受けた事務引継事項の詳細が分かるもの（2006年度人事異動に係るもの。「事務引継書」を除く）」（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年11月13日付け市秘第643号他21件により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 条例が保障する市民の公文書への公開請求権を十分に尊重するという観点から、本件各処分を取り消し、再決定にあたっては、実施機関は条例第6条第2項前段の規定により、異議申立人に対し、行政情報を特定するために必要な事項につき補正を求めるべきである。また、その際には補正参考情報を工夫して作成し異議申立人へ提供するよう最大限に努力するべきである。
- (2) 本庁課長事務引継書については公開請求をして閲覧済みであるが、懸

案・引継事項欄の多くに、特記事項なしとあり、また記載があっても事項名のみが多く、引継時点での事務事業の現状や課題・懸案を知ることができない。そのため、市における事務事業の現状又は懸案事項について知りたいという経緯で本件公開請求を行ったものである。

- (3) 本件処分には、理由提示義務懈怠の瑕疵があるが、これは処分の理由提示が不十分で、違法とまではいえないが不当であり、その不当の程度が本件処分の取り消し事由になり得る場合を含めるものである。実施機関の決定通知書には、作成していないとしか記述されていないが、この程度の記述では客観性や明確性の観点から十分に説明された記述とは言えない。また、文書特定義務懈怠の瑕疵があるが、これは、正当に特定されるべき公文書の特定を回避し、主観的・恣意的判断のもと、特定されるべき公文書を明示しないで不適切に特定した場合を含めるものである。各行政情報非公開決定通知書の様式中の「実施機関が特定した行政情報の名称」の欄には、いずれも何の記載もない。また、補正参考情報提供義務懈怠の瑕疵があるが、これは、補正依頼義務懈怠の瑕疵を含んでいる。
- (4) 異議申立人は課長事務引継書を閲覧した上で、さらに新たな情報を求めて本件公開請求をしているという経緯があるので、念のため、各課長はその内容と趣旨を異議申立人に確認すべきだった。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね次のように説明している。

- 1 異議申立人が提出した行政情報公開請求書では、「本庁の『課長』が前任者から引き受けた事務引継事項の詳細が分かるもの（2006年度人事異動に係るもの。「事務引継書」を除く）」としており、当時の事務引継の内容について記録された文書で事務引継書以外のものが本件対象行政情報として特定されるが、当該行政情報は作成していない。
- 2 さいたま市職員服務規程（平成13年さいたま市訓令第6号。以下「服務規程」という。）第12条においては、「課長以上の職にある者は、退職、休職、転任等があった場合は、事務引継書を作成し、後任者（後任者のいないときは所属長の指定する職員）に関係書類とともに引き継がなければならない。」とあり、課長以上の職にある者については、事務引継書により事務引継を行っており、その内容について記録された文書については、事務引継書以外には存在しない。
- 3 理由付記義務懈怠の瑕疵があるとの主張については、不存在の理由を取

得及び作成していないためと具体的に示しているため、公開請求者が非公開の理由を明確に認識し得るものである。また、文書特定義務懈怠の瑕疵があるとの主張については、異議申立人が提出した行政情報公開請求書の記載では、事務引継書以外で当時の事務引継の内容について記録された文書が対象となる行政情報として疑義なく特定され、他の行政情報を特定し得ない。補正参考情報提供義務懈怠の瑕疵があるとの主張については、同行政情報公開請求書には、形式的な不備は認められず、補正を求める必要は認められない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 文書特定義務懈怠の瑕疵について

異議申立人の情報公開請求書には、「事務引継書」を除く「事務引継事項の詳細が分かるもの」と記載されている。本件において、まず事務引継書が公開され、引き続いて、その内容では詳細が分からないとして情報公開請求がなされているところ、そのような経緯に照らすと、「事務引継事項の詳細が分かるもの」とは、各課の課長が前任者から引き継いだ事項の詳細が総覧的に分かる書面をいうと解するのが相当である。

異議申立人は、「事務引継事項の詳細が分かるもの」の公開請求は、実施機関に引き継いだ事項ごとに詳細が分かる文書を特定して公開することまで求めているというような意見を述べるが、たとえば、何らかの問題について詳細が分かるものというのとは異なり、事務引継がその課の職掌事務全般に及ぶことから、「事務引継事項の詳細が分かるもの」という公開請求で、引継事項ごとにその詳細が分かる書面を特定して公開すべきであるとまでいうことはできないのであって、上記のとおり特定するのが相当である。このように解しても、異議申立人は、公開された事務引継書あるいはそこに引用されているファイル基準表から、自己の目的、関心などに合わせて、実施機関と相談して、文書を特定し、公開請求することによって、自己の目的、関心のある情報に到達することが可能であるから、不当とはいえないと考える。

##### 2 補正参考情報提供の懈怠について

文書の特定について上記のとおりであるから、公開請求の対象となっている文書の特定に欠くところはなく、実施機関に補正参考情報提供に欠ける場所があったということもできない。

##### 3 本件対象行政情報の不存在及び理由提示義務懈怠の瑕疵について

実施機関は、本件対象行政情報は作成しておらず不存在である旨説明しているところ、ほかに本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的事情も存

在しない。よって、本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。

不存在の理由についても、作成していないからと説明しているから、理由提示義務懈怠があるとは認められない。

#### 4 補足意見

事務引継書に、各課の課長が前任者から引き継いだ事項をある程度詳細に総覧的に記載してあれば、市民は事務引継書を見れば、各課が重点を置いて取り組んでいる課題や懸案事項を知ることができ、情報公開制度の趣旨にも合致しよう。各課におかれては、事務引継書が引継事項の内容を明確にし、ひいては情報公開制度のもとで市民に各課の活動を知らせる機能を有することを理解し、この機能にも配慮した事務引継書の作成に努めてもらいたいと考える。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成19年 2月23日	諮問の受理
②	同 年 3月23日	審議
③	同 年 3月30日	実施機関から理由説明書を受理
④	同 年 8月 9日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 9月20日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 10月11日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)